

総管第 798-2 号
令和 7 年 9 月 2 日

質 問 回 答 書

入札参加予定業者 殿

総務部管財課長
(公印省略)

下記件名の質問について、次のとおり回答します。

件 名 : 沖縄県中部合同庁舎電力供給契約 (単価契約)

No	質問	回答
1	弊社が入札参加するにあたり、30 分毎の使用電力量の数値を用いてより、きめ細かく入札額を算定したいと考えております。 つきましては、30 分毎の使用電力量のデータをご提供いただけないでしょうか。 若しくは、沖縄電力送配電部門が 30 分毎の使用電力量を管理しておりますので、「使用量照会 委任状」をいただくことは可能でしょうか。	現在、30 分毎の使用電力量データを提供することはできません。公告にある月毎でのデータで算定をお願いします。 また、使用量照会委任状については提供致しかねます。
2	入札保証金免除の申し入れに係る、2 以上の契約の履行実績を証明する契約書の写しの提出について、契約者の機微な情報 (お客様番号、金額等) は黒塗りとしてもよろしいでしょうか。	入札公告の記載の通りの実績を確認できれば機微な情報は黒塗りで構いません。
3	(第 6 条 (使用電力量の計量)) 計量した使用電力量の通知について、沖縄県内の旧一般電気事業者と同対応でよろしいでしょうか。	同対応でよいです

4	第7条1項（電力料金の請求）） 支払い請求書は、沖縄県内の旧一般電気事業者が使用している同様式でよろしいでしょうか。	同対応でよいです。
5	（契約書様式等について） 弊社が落札した場合、弊社電気供給約款（経済産業省届出）に基づいた、弊社契約書様式で契約を締結することは可能でしょうか。	契約書内容をお互いに協議し、問題がないことを確認できれば可能とします。
6	（落札後の電力需給契約書（案）の内容調整について） 経済産業省に届け出た弊社電気供給約款で、例外措置を講ずることが難しく、約款の条項を電力需給契約書（案）に反映せざるを得ない場合は、落札後に別途協議が可能でしょうか。	質問 No. 5 で回答
7	（契約単価の変更について） 外部要因等により、落札時の想定を上回るコスト上昇が生じた場合は、契約単価の変更について協議を行うことは可能でしょうか。	協議は可能とする
8	沖縄県の HP に掲載されている公告文（2025 年 8 月 25 日更新）の「関連書類等ダウンロード」に、一般競争入札公告に記載されている「入札説明書」が見当たらないのですが、ご用意されているのであれば提供願います。	「入札説明書」の資料を 8 月 28 日（木）に追加掲載しました。
9	債務者登録票は昨年の入札では要求されていなかった書類だと思いますが、今回どのような状況下で提出が必要かご教示願います。	本件入札にかかる入札保証金を現金で納付する場合に、県の財務会計システムに納付者（債務者）を登録するために必要となります。 ※入札保証金が免除される場合、入札保証金に代わる担保を提供する場合は、債務者登録票の提出は不要です。